

【職員向け】豊岡市就学ガイドブック

学校・園の先生方へ

毎年2月、市内園に就園されている4歳児の保護者を対象に本冊子を配付しています。

本冊子は、就学にあたって、保護者・学校・園の3者が意識・情報共有できる一助になれば、と作成したものです。素敵な小学校入学を目指し、有効にご活用ください。

わくわく どきどき 1年生

～小学校入学にあたって～



2024(令和6)年2月

豊岡市教育委員会

目 次

1 はじめに～保護者の皆様へ～	2
2 小学校ってこんなところ	3
(1) 小学校では「学習」が始まる	
(2) 小学校の一日（校時表の一例）	
(3) 入学してしばらくの間の生活（ある年度の時間割の一例）	
3 小学校入学にあたって、お願いしておきたいこと	5
(1) 「知」を伸ばすには、まずは「体」を育てる	
(2) 規則正しい生活習慣を	
(3) ゲームのやりすぎにはご注意を	
(4) 入学までの流れ	
4 様々な学びの場（特別支援教育）	9
(1) 様々な学びの場	
(2) 学びの場の決定	
(3) 学びの場を選択するにあたって知っておいていただきたいこと	
(4) 特別支援学級に在籍する児童の1日の過ごし方（一例）	
(5) 特別支援学級の種別による指導方法	
5 相談・お問い合わせ	13
6 お知らせ	14
(1) 放課後児童クラブの利用について	
(2) 就学援助制度について	
(3) サポートファイルの活用について	
7 参考資料	15
(1) 学びの場の決定の基本的な考え方	
(2) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の対象となる障害の種別	
(3) 特別支援学級の種別、就学の基準について	
(4) 但馬の特別支援学校について	
(5) 発達検査について	

1 はじめに ~保護者の皆様へ~

来年の春4月には、ピカピカの1年生！！
お子さんも保護者の皆様も、わくわく、どきどきしながら、そのときを心待ちにされていることと存じます。

そんな中、



- ・小学校ってどんなところかな…
- ・いろいろな園から入学してくるお友だちと仲良くなれるかな…
- ・上級生のお兄さん、お姉さんに仲良くしてもらえるかな…
- ・ランドセルを背負って歩いて（バスに乗って）行けるかな…
- ・「学校が楽しい！」と言ってくれるかな…

さらには、

- ・イスに座って、先生の話を聞くことができるかな…
- ・困ったことや助けてほしいことを先生に言えるかな…
- ・給食は、時間内に食べることができるかな…
- ・発達がゆっくりで、個別に丁寧に関わってほしいが、してもらえるのかな…
- ・「特別支援学級」って、何なのかな…
- ・「特別支援学級」に入級するにはどうしたらいいのかな…

など、いろいろな不安や心配なことをお聞きすることができます。

教育委員会では、少しでも、そういったことの参考になればと考え、本ガイドブックを作成しました。

どんな小さなことでも、保護者様だけで抱え込まずに、“一緒に”お子さんの素敵な小学校入学を目指していきましょう。

お子さんが「どきどき」しながらも「わくわく」しながら学校へ通ってくれるよう、小学校では準備を万全に整えてお子さんのご入学を心からお待ちしています。

2024(令和6)年2月

豊岡市教育委員会

2 小学校ってこんなところ

(1) 小学校では「学習」が始まる

小学校ではどんな1日の過ごし方をしているかというと、まずは登校して、朝の会をして、給食を食べて、友達と仲良く遊んで…。

そうです。小学校では、今通っている園と同じ過ごし方をすることもありますが、大きく違うところがあります。それは「学習が始まる」ということです。

教科書やノートを入れたランドセルを背負って、自分達で登校し、校時表・時間割に従つて、集団生活を基本としながら、国語や算数などの「学習」を始めることになります。

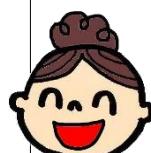
お子さんはきっと期待と不安を感じていることだと思いますが、小学校では、子ども達一人一人が1日でも早く学校生活に慣れ、安心しながら登校してくれるよう、様々な準備を進めています。(詳細は、各小学校の入学説明会において説明します。)

保護者の皆様におかれましては、子どものことを思い、つい

- ・「1年生になるまでに、これができるようにしておかないと。」
- ・「これができなかったら、1年生になれないよ！」

などと不安を煽るようなことを口にされてしまうことがあるかもしれません、ぜひ

- ・「大丈夫だよ。」
- ・「先生が教えてくださるよ。」
- ・「こんな楽しいことがあるんだって。」
- ・「こんなこともできるんだって。」



など、楽しいことやいろいろなことが経験できることを話していただくなど、楽しみや期待をもって、素敵な1年生をご家族そろって目指していただけすると嬉しいです。



(2) 小学校の一日（校時表の一例）

小学校では校時表・時間割に従って、集団生活を送ります。

月	火	水	木	金	備考
8:00～ 8:10	登 校				地区ごとに集団登校します。 (徒歩あるいはバス)
8:15～ 8:25	朝の会				
8:25～ 8:40	チャレンジタイム 学級 集会				曜日によって活動が異なります。
8:45～ 9:30	1 校 時				休憩時間はトイレに行ったり、次の学習の準備をしたりします。
9:35～10:20	2 校 時				
10:20～10:40	はつらつタイム				2時間目と3時間目の間は長めの休憩があります。
10:40～11:25	3 校 時				
11:30～12:15	4 校 時				
12:15～12:50	給 食				当番がエプロン、帽子、マスクをつけて配膳します。
12:50～13:15	昼 休 み	ふれ あい	昼 休 み		学校によっては、週に1回、掃除をせずに長い昼休みがあります。
13:15～13:30	掃 除		掃 除		
13:35～13:40	エクササイズ	タイム	エクササイズ		
13:45～14:30	5 校 時				1年生は5校時終了後に下校します。
14:35～15:20	6 校 時				
14:45～15:30	金曜日：委員会活動・クラブ など				
16:00	最 終 下 校				

(3) 入学してしばらくの間の生活（ある年度の時間割の一例）

入学してしばらくの間は子ども達が1日でも早く学校生活に慣れ、安心して登校できるよう、1年生だけ特別な時間割で生活して、午前中で下校します。

月日（曜日）	学習の予定	持ってくる物
4月8日(木)	・入学式	—
4月9日(金) 下校時刻 11:00頃	・あさのあいさつ ・げんきなへんじ ・がっこうのやくそくについて ・といれのつかいかたについて ・げこうのしかたについて ・らんどせる、くつのおきかた	・れ（連絡帳）し（したじき）ふ（筆箱） ・じ（じゅうちょう） ・ぼうさいざぶとん ・たいそうふくぶくろ ＊学校に置いて帰ります。
4月12日(月) 下校時刻 11:00頃	・ならびっこ ・きがえ（体操服を着て身体計測をします） ・しんたいけいそく ・ちょうりょくけんさ ＊身長を測定するため、頭のてっぺんを避けて髪の毛をくくってください。	・れしふ（じ） ・すこうぶくろ ＊学校に置いて帰ります ・さくひんバッグ (入学式に持ち帰った大きな白色の手提げ袋) ＊わかりやすいところに名前を書いてください。 ＊学校に置いて帰ります。
4月13日(火) ～ 4月15日(木)	上と同様に、数日間、特別な時間割で過ごします。	

入学してしばらくの間は、多くの学校で予定や持ち物を手紙等でお知らせしています。

(詳細については、各校の「入学説明会」などで説明しますのでご安心ください。)

3 小学校入学にあたって、お願ひしておきたいこと

(1) 「知」を伸ばすには、まずは「体」を育てる

先にお知らせしたように、小学校では「学習」が始まります。そして、学習するのに、必要不可欠なのが「学びに向かう力」です。その中でも、特に「人の話を聞く力」は大変重要です。



しかしながら、右のイラストのように姿勢が崩れ、集中力が散漫し、先生の話を聞くことができにくい、という場面を見かけることがあります。そして、このままの姿勢で学力の定着や向上を目指すことは非常に困難です。

保護者の皆さんの中には、こういった子どもの姿を見たり、我が子の将来を想像したりすると、今のうちから「じっとさせないと…」、「行儀良くさせなきゃ…」と思われる方があるかもしれません。

しかし、このような姿になってしまふのは、集中力や意識といった「やる気」のような内面の問題ではなく、実は、自分自身の体を支える筋肉が適切に身に付いていないことが考えられます。

なぜなら、「人の話を聞く」には、まずは体の動きを止める（姿勢を維持する）必要がありますが、それを実現させているのは筋肉だからです。椅子に座る際、特に活躍しているのは背筋や腹筋などの体幹まわりの筋肉で、これらを適度に緊張させ続けることにより姿勢は保持されます。

そして、これらの筋肉は、全身運動（＝体を動かした遊び）で育まれるものです。

つまり、充分に体を動かして遊び込む経験が、体の動きを止める力になり、「人の話を聞く力」、そして「学びに向かう力」につながっていきます。

「行儀よく、じっと」しなければならない場面ももちろんありますが、特に小学校に入学されるまでは、全身を十分に動かして遊び込まれることをおすすめします。

お願いしたいこと その①

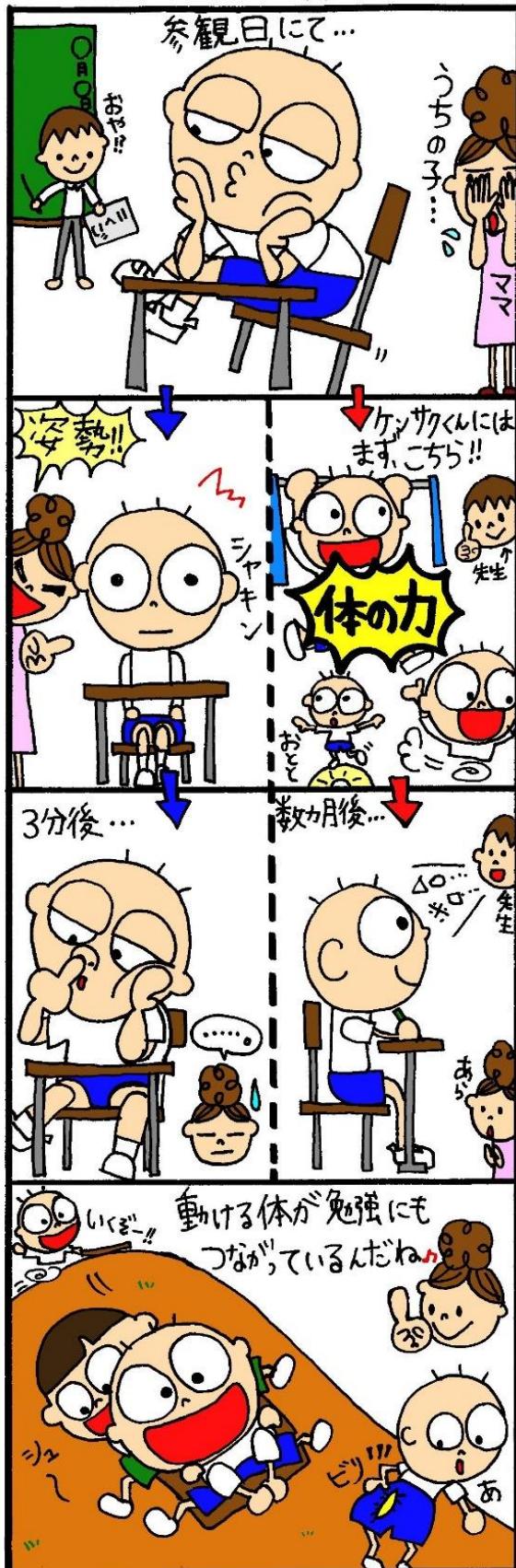
「友達やおうちの人とたくさん遊ぶ」



このことが
「学びに向かう力」に
つながっている



『ちょっと待った!その姿勢!!』の巻 by ⑩



(2) 規則正しい生活習慣を

～「寝かしつけ」と「朝ごはん」は、親から子への一生の贈り物～

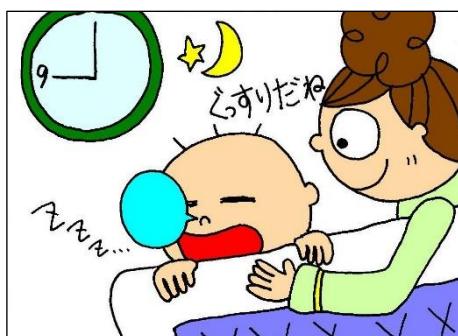
各小学校では、様々な取組を実践していますが、子ども達が、どんな活動をするにしても、十分な睡眠がとれていなかつたり、朝ごはんを食べていなかつたりすると、お子さんは本来もっている力を十分に発揮できにくくなってしまいます。

例えば“ポーッとすることがある”、“集中力が散漫している”など、お子さんの様子が気になったり、ご自身にもそんな経験があつたりしませんか。

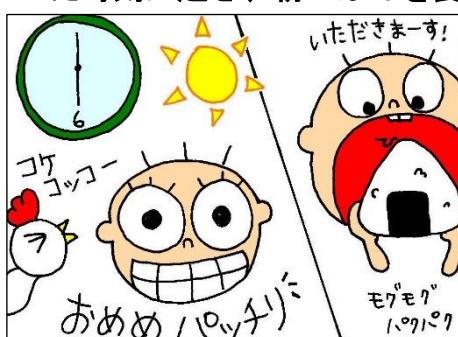
また、1年生になると、われわれ大人が思っている以上に、子ども達は頑張っています。

だからこそ、十分な睡眠をとり、朝ごはんをきちんと食べることで、体と頭にエネルギーが補充されるよう、ご家族の方々のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

お願いしたいこと その②



お願いしたいこと その③



(3) ゲームのやりすぎにはご注意を

ところで、脳の成長は他の器官より早く、大人の脳を100%とした場合、8歳で90%くらいに成長し、基本的な脳の仕組み・神経回路が出来上がります。そして、この時期の経験や体験は、その子の一生を支えていく生活習慣の基盤となります。脳の発達が、人生の中で一番著しいこの時期に、ゲームをやりすぎるとその後の人生において、ゲーム障害（※1）を引き起こしかねません。

ゲームをすることや、スマホ・タブレットなどに触れること自体が悪いわけではありませんが、やりすぎにはくれぐれもご注意ください。

お願いしたいこと その④

「ゲームをやりすぎない ~ゲームをするのなら、時間を決めましょう~」



この時期は、ぜひ、五感を働かせた実体験を…

ゲーム障害で受診された患者の方々に起きた問題では、「欠席・欠勤」、「ひきこもり」、「朝起きられない」、「昼夜逆転」などが報告されています。

(4) 入学までの流れ

なお、小学校への入学までの流れについては、以下のとおりです。

	主な事項・流れ	
10月	就学時健康診断	保護者に同伴していただきます。 詳細は在籍先の園を通じてお知らせします。 (市内の園に在籍されていない場合は郵送します。)
11月	入学通知書（郵送）	
1月		教育委員会から通知します。
2月	入学説明会	
3月		入学予定先の学校から連絡します。
4月	小学校入学	



※1 2018年世界保健機関(WHO)が発表した精神衛生疾患。症状として、主に①ゲームをする頻度や時間をコントロールすることができない②日常生活でゲームを最優先し、ゲーム以外の物事の優先度が低くなる③対人関係や社会生活など、日常生活に支障をきたす、などの3つの特徴がある。

4 様々な学びの場（特別支援教育）

これまで、小学校入学にかかる主な事項をご紹介してきましたが、特に昨今、

- ・うちの子は発達がゆっくりで、個別に丁寧に関わってほしいが、どうなのだろうか
- ・「特別支援学級」って、何だろう？
- ・「特別支援学級」に入級するにはどうしたらいいのだろうか …

といったご相談や不安を保護者の方からお聞きすることがあります。

小学校では、お子さん一人一人の教育的ニーズに適切に対応できるよう、以下のような様々な学びの場を用意して、その充実を図っています。

(1) 様々な学びの場



ア 通常の学級

多くの友だちと一緒に学習します。

豊岡市では、1クラス10人未満のクラスも一部ありますが、学校規模によっては30人以上のクラスもあります。

基本的に担任の教員が一人で指導しますので、「一斉指導で学習内容を理解できるかどうか」が大切なポイントになります。

イ 通級指導教室

通常学級に在籍して、1週間に1時間程度、通級指導教室に移動して、個々の課題に合わせて学校生活支援教員による専門的な支援・指導を受けます。

学習の補充を行う場ではなく、「学ぶための力をつける場」「学び方を学ぶ場」といった位置づけになります。

交流学習（12ページ参照）

ウ 特別支援学級

お子さんに合った環境で、個別の課題に合わせた学習を行います。教科によっては、通常の学級と交流学習を行います。（12ページ参照）

関係機関との連携状況や指導目標、内容、方法等をまとめた「個別の支援計画」及び「個別の指導計画」が、一人一人に作成されます。

【特別支援学級の種別】（15～17ページ参考資料参照）

- 知的学級 ○自・情学級（自閉症・情緒障害）
- 病弱学級 ○肢体不自由学級など

エ 特別支援学校（県立）

知的障害児、肢体不自由児、視覚障害児、聴覚障害児、病弱児に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う学校です。

障害の状況に応じた教育を進めるため、様々な側面からの取組を通して、専門的な指導を行っています。（15～17ページ参考資料参照）

（ア～エの詳細を11ページに記載しています。）

(2) 学びの場の決定

お子さんの入学予定先の特別支援教育にかかる学びの場については、保護者の意見を最大限に尊重しながら（15ページ参照）、入学予定先の小学校、在籍している園が一緒に考えさせていただきます。そして、その話し合った内容を踏まえた上で、当市の「教育支援委員会（※2）」が判定し、教育委員会が決定することになります。

学びの場を考える際、最も大切にしたいポイントは、お子さんが「“できた”、“分かった”という思いをたくさん実感でき、生き生きと自分らしく活動できるには、どの学びの場が最も適切か」ということです。

Point

お子さんが、より望ましい環境の中で学習・生活するために、保護者の皆さんにはお子さんの小学校入学（就学）についてご理解とご協力をいただくことが大変重要になってきます。

○ 学びの場を決定し、小学校へ入学するまでの流れ

主な事項・流れ	
3月 まで	4歳児において、本冊子取得
4月	園生活・5歳児スタート 入学予定先の小学校見学 * 園を通じて、園の先生と一緒に小学校をぜひ見学してみてください。（オープンスクール等を利用）
5月	入学予定先との協議 * 園を通じて、小学校入学（学びの場の選択）について、園と小学校と一緒に考えていきましょう。（できれば教育相談会までに）
6月	教育相談会 6月下旬～7月初旬に、園を通じて案内します。 実施目的：小学校入学（就学）にかかることについて、アドバイザーとともに考え、スムーズな就学を目指します。
7月	
8月	
9月	教育支援委員会（※1） お子さんにとって、どの「学びの場」が適切か、この教育支援委員会で協議します。（9月に開催）
10月	Point したがって、保護者の方には、8月初旬までに、どの「学びの場」を選択するか、園や学校と相談して、一定の方向性を示していただくことになります。
11月	
12月	入学通知書（郵送）
1月	
2月	入学説明会
3月	入学予定先との事前調整 * 園を通じて、小学校と話し合い、必要に応じて入学式のリハーサルなど、必要な準備を行いましょう。
4月	小学校入学

※2 特別に支援を要する幼児等の適正な小学校入学を図るため、学識経験者、関係教育・行政機関の職員や医師などが当該児の小学校入学等に関して審議し、教育相談その他必要な指導を行う委員会。

(3) 学びの場を選択するにあたって知っておいていただきたいこと

ア 通常の学級について

(ア) 通常の学級では、多くの友だちと一緒に集団で学習します。

したがって、例えば「国語の学習をしているけれど、うちの子は足し算が苦手で、まだ習得できていないから、うちの子だけ足し算を教えていただけないか」など、個別の事情により授業内容を変更することはできません。

通常の学級では、全体と個のバランスを考えながら、できる限り、個に応じた配慮は行いますが、集団としての学びの場を設定します。

(イ) 不安等から情緒が不安定になって集団活動への参加が難しくなったり、いろいろなことが気になったり、座って学習することが苦手だったりするお子さんは、通常の学級では強いストレスを感じることがあるかもしれません。

イ 通級による指導について

学習の補充ではなく、あくまでも学習に向かうために必要な力を育む時間です。

ウ 特別支援学級について

(ア) 通常の学級での学習で、十分な成果をあげることが難しいけれど、より丁寧な個別のかかわりや支援があれば、教育効果が期待できるお子さんを対象としています。

(イ) 入級するには、医療機関による診断（診断名・医師意見等）や客観的な資料として発達検査（19 ページ参照）結果が必要です。

(ウ) 特別支援学級の種別（知的障害、自閉症・情緒障害等）については、参考資料（15～17 ページ）をご参照ください。

(エ) 特別支援学級に入級した場合、「6 年間在籍し続けなければならない」ということはありません。お子さんの様子を見ながら「どの学びの場がお子さんの更なる成長につながるか」について、毎年学校と慎重に協議を行います。

エ 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の対象となる障害の種別

参考資料（15～17 ページ）をご参照ください。

オ 特別支援学校（県立）について

参考資料（18 ページ）をご参照ください。

カ その他

通常の学級に在籍するお子さんで、個別の支援を必要とするお子さんに対して、特別支援教育支援員（※3）を配置することがあります。

※3 特別な支援を要する児童等の学習活動や学校園生活が円滑に進むよう当該児の介助や支援等を行う職員。（市独自の配置）

(4) 特別支援学級に在籍する児童の1日の過ごし方（一例）

特別支援学級(知的障害学級)在籍の小学校4年生のある日の過ごし方をご紹介します。

⇒ 国語・算数・道徳 → 特別支援学級で

それ以外の教科 → 交流学級で（交流学習）

	特別支援学級の時間割	交流学級の時間割
朝の会	交流学級と一緒に	
1校時	自立活動（※4）	国語
2校時	算数	算数
3校時	理科	
4校時	国語	国語
給食・掃除	交流学級と一緒に	
5校時	音楽	
6校時	学活	
終わりの会	交流学級と一緒に	



地区ごとに集団登校後、特別支援学級で荷物を整理し、1日の予定を確認し、交流学級へ行きます。

また、授業終了後は特別支援学級で帰る用意をし、交流学級で「さようなら」をします。

なお、各校・学級により、過ごし方は異なります。

(5) 特別支援学級の種別による指導方法

特別支援学級の種別で最も多いのは、知的障害学級と情緒障害学級ですが、指導方法などについて、主な相違点は以下のとおりです。

種別	知的障害学級	情緒障害(自閉症・情緒障害者)学級
計画・指導	個別の指導計画、カリキュラムによる個に応じた指導	
教科書	基本的に通常学級と別のものを使用 (個別指導する教科のみ)	基本的に通常学級と同じものを使用
基本的な指導方法	個別にかかわって、より丁寧な学びが必要であると思われる場合、できる限り実生活に結びつけながら学習を進めていく。	通常学級と同等の学びの進度であったり、個に応じて下学年の学習内容も取り入れたりしながら学びを深めしていく。
その他	1日の過ごし方（交流学級との交流、音楽・図工等の教科学習等）は、それぞれ入学予定先校との協議による。	

ただし、個別の支援計画・指導計画により、個に応じた指導を実施するため、使用的教科書や指導方法などについて、上記と異なる場合があります。

※4 特別支援学級に設けられた特別な指導領域で、個別の指導計画に基づいた、各教科の「学びのものとなる力」を身に付ける活動。

5 相談・お問い合わせ

お子さんの小学校生活を思い浮かべたり、園生活の様子を園長先生や担任の先生に聞いたり、ご家庭で生活したりする中で、もしも何か心配なことや不安なことがありましたら、ぜひ、お声かけくださいませんか。

お子さんの健やかな学びや育ちについて、一緒に考えていきましょう。



相談窓口一覧

- 豊岡市こども支援センター (TEL 24-8303 豊岡市大手町4番5号 アイティ7階)
 - ・子どもの発達に関する相談
 - ・子育ての悩みや心配ごとに関する相談
 - ・学校に行きたくても行けないなど、不登校に関する相談 など
- 豊岡市教育委員会 幼児育成課 (TEL 29-0053 豊岡市中央町2番4号)
 - ・障害の有無にかかわらず、園児の相談（幼稚園・保育園・こども園）
 - ・特別な支援を必要とする幼児の小学校入学（就学）にかかる相談
 - ・特別な支援を必要とする園児にかかる教育相談 など
- 豊岡市教育委員会 学校教育課 (TEL 23-1452 豊岡市中央町2番4号)
 - ・障害の有無にかかわらず、児童の相談（小学校）
 - ・特別な支援を必要とする幼児の小学校入学（就学）にかかる相談
 - ・特別な支援を必要とする児童にかかる教育相談 など
- 豊岡市 こども未来課 (TEL 24-9604 豊岡市中央町2番4号)
 - ・健診結果も踏まえた様々な相談 など
- 豊岡市 社会福祉課 (TEL 24-7033 豊岡市立野町12番12号)
 - ・障害福祉、社会援護、療育の利用等の福祉サービスに関する相談 など
- 兵庫県立豊岡こども家庭センター (TEL 22-4314 豊岡市正法寺446番地)
 - ・18歳未満の子どもを対象に、専門的な知識と技術を必要とする児童虐待、発達障害などに関する相談 など

6 お知らせ

(1) 放課後児童クラブの利用について

豊岡市内の小学校に就学する放課後留守家庭の児童を対象に保育を行います。(受け入れに余裕がある場合は、留守家庭の幼稚園児も特別利用者として受け入れます。)

※ 支援が必要な児童の受け入れについて

日常生活を営むのに支障がなく、集団生活が可能な場合は受け入れます。ただし、受け入れ体制を検討する必要がありますので、窓口等でご相談ください。また、必要に応じて学校園での様子を見学させていただく場合があります。

申込時期 毎年11月中旬～11月末まで(予定)

申込先 (新規) 豊岡市教育委員会 幼児育成課もしくは豊岡市役所 各振興局
(継続) 各放課後児童クラブ

問い合わせ 豊岡市教育委員会 幼児育成課 幼児保育係
TEL29-0053 FAX29-0054



(2) 就学援助制度について

豊岡市では、経済的な理由により、児童・生徒の小・中学校への就学が困難なご家庭に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの一部を援助しています。

また、来年4月に小学校・中学校入学予定のお子さんがおられるご家庭には「新入学児童生徒学用品費」を支給します。

対象者 生活保護世帯、生活保護世帯に準ずる世帯(所得調査により教育委員会が認める世帯)

申請方法 (学校教育課、各学校及び各振興局で配付の)申請書類に必要事項を記入し、学校へ提出してください。

問い合わせ 豊岡市教育委員会 学校教育課 学務係
TEL23-1451 FAX23-6577

(3) サポートファイルの活用について

お子さんの障害や特性・個性にあった教育・支援を継続的に行うために「サポートファイル」というものがあります。

保護者と支援機関(※5)、支援機関と支援機関の連携の手段として活用するためのものです。支援に必要な情報を関係者が共有することで、一貫した支援に役立てていきます。

詳細については、以下にお問い合わせください。

対象者 障害や特性があり、継続した支援を必要とする園児

問い合わせ 豊岡市役所 社会福祉課 障害福祉係
TEL24-7033 FAX24-4516

※5 支援を必要とする方が所属している学校や事業所等。

7 参考資料

(1) 学びの場の決定（10 ページ）の基本的な考え方

小学校入学（就学）先の決定に当たっての基本的な考え方は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 文部科学省初等中等教育局長通知）により、以下のとおり示されています。

障害のある児童生徒等の小学校入学（就学）先の決定に当たっての基本的な考え方

ア 基本的な考え方

障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障害のある児童生徒等が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること。

イ 就学に関する手続等についての情報の提供

市町村の教育委員会は、乳幼児期を含めた早期からの教育相談の実施や学校見学、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係機関との連携等を通じて、障害のある児童生徒等及びその保護者に対し、就学に関する手續等についての十分な情報の提供を行うこと。

ウ 障害のある児童生徒等及びその保護者の意向の尊重

市町村の教育委員会は、改正後の学校教育法施行令第 18 条の 2 に基づく意見の聴取について、最終的な就学先の決定を行う前に十分な時間的余裕をもって行うものとし、保護者の意見については、可能な限りその意向を尊重しなければならないこと。

(2) 特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の対象となる障害の種別

障害種別	特別支援学校 (県立)	特別支援学級	通級による指導 「通級指導教室」
視覚障害	○	○	○
聴覚障害	○	○	○
知的障害	○	○	—
肢体不自由	○	○	○
病弱・身体虚弱	○	○	○
言語障害	—	○	○
自閉症	—	○	○
情緒障害	—	○	○
学習障害 (LD)	—	—	○
注意欠陥多動性障害 (ADHD)	—	—	○

(3) 特別支援学級の種別、就学の基準について

特別支援学級の対象…学校教育施行令第22条の3

特別支援学級及び通級による指導（いわゆる通級指導教室）の対象…

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」

(平成25年10月4日付け 文部科学省初等中等教育局長通知)

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導 (通級指導教室)
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することができないもの又は著しく困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度のもの	補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によつても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者・ 身体虚弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	1 慢性の呼吸器疾患その他の疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	

【このページは職員向けのみに記載しています。】

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導 (通級指導教室)
言語障害者		口蓋(がい)裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋(がい)裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		1 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者		2 主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの	主として心理的な要因による選択性かん默等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者 (LD)			全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥 多動性障害者 (ADHD)			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

(4) 但馬の特別支援学校について

特別支援学校では、本人や保護者のニーズを受け止め個々の障害の状態や特性等に応じた教育を行っています。

また、保護者・教育・福祉関係機関等からの、特別支援にかかる幅広い相談に応じています。居住地の学校・こども園等に通いながら、相談を受けることもできます。就学前からの早期支援が大切なので、乳幼児期からもご相談ください。各学校とも、年齢やお住まいの地域にかかわらず対応します。費用は無料です。

県立出石特別支援学校みかた校

住 所 美方郡香美町村岡区川会 33
電 話 0796-95-1225
●学 部 小学部・中学部・高等部
▲入学対象 知的障害（香美町、新温泉町）
◆出石本校に準じて、看護師による医療的ケア
も検討可
*スクールバスあり



県立和田山特別支援学校

住 所 朝来市和田山町竹田 1987-1
電 話 079-674-0214
●学 部 小学部・中学部・高等部
▲入学対象 肢体不自由（全県） 寄宿舎あり
知的障害（朝来市、旧養父町、
養父市大屋町）
◆医療的ケア、身体の学習
*スクールバスあり

県立豊岡聴覚特別支援学校

住 所 豊岡市三坂町 2-9
電 話 0796-22-2114
●学 部 幼稚部（聴覚障害のみ）・小学部・中学部
▲入学対象 聽覚障害（全県） *寄宿舎あり
知的障害（旧豊岡市、豊岡市城崎町・
竹野町）
◆乳幼児の早期支援、補聴機器の管理、手話等による
情報保障
◆難聴の通級指導も実施
*寄宿舎あり（聴覚障害の幼児・児童・生徒）
*スクールバスあり（知的障害の児童・生徒）

県立出石特別支援学校

住 所 豊岡市出石町宮内 2-8
電 話 0796-52-3565
●学 部 小学部・中学部・高等部
▲入学対象 知的障害
⇒小・中学部（豊岡市日高町・出石町・
但東町、養父市八鹿町・
関宮町）
⇒高等部（豊岡市、養父市八鹿町・
関宮町）
◆看護師による医療的ケアも実施
*スクールバスあり



(5) 発達検査について

ア 発達検査とは

お子さんは「見る力」「聞く力」「記憶する力」「思い出す力」「言語力」「コミュニケーションの力」「運動の力」など、様々な認知の特徴をもちながら成長していきます。どのお子さんにも得意不得意があります。得意なところをさらに伸ばし、苦手なところには丁寧な支援をしていくことで、子どもの発達が促されます。

発達検査は、特別支援学級入級のためのものではなく、あくまでもお子さんの得手不得手、強み・弱みを把握し、養育や学習に役立てたり適切な指導支援を行ったりするためのものです。

毎年受ける必要はありませんが、お子さんの成長を確認し、その時の発達に適した対応を知ることが、お子さんの行動の理解やかわり方に役立ちます。

イ 発達検査を受けられる機関

検査の実施にあたっては、予約が必要です。詳細は各機関へお問い合わせください。

機 関 名	住 所	電話番号
豊岡市こども支援センター	豊岡市大手町4番5号 (アイティ7階)	24-8303
ふう 風発達クリニック	豊岡市戸牧1029番地の11	37-8001
豊岡病院 小児科	豊岡市戸牧1094番地	22-6111





豊岡市就学ガイドブック
「わくわく どきどき 1年生」

発行年月 2022(令和4)年2月
2023(令和5)年2月 一部改訂
2024(令和6)年2月 一部改訂

編集発行 豊岡市教育委員会 幼児育成課・学校教育課

住 所 〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号
TEL 29-0053 FAX 29-0054 (幼児育成課)
TEL 23-1452 FAX 23-6577 (学校教育課)